

## 協議の場での取りまとめ

|                   |                                 |  |
|-------------------|---------------------------------|--|
| 市町村名              | 阿久根市                            |  |
| 地域名<br>(地区内農業集落名) | 西目地区<br>(佐潟・高之口・飛松・栢・落・大川島・馬見塚) |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年6月27日(第1回)                  |  |

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状と課題

当地区は、海岸線沿いで平坦地も少なく耕作条件の悪い地域に存在するため、中心経営体も少なく農業者の平均年齢も69歳と高い。平坦部においても飛松地区は、小面積と排水等の悪条件により耕作放棄地が増加している。基盤整備済みの大川島・馬見塚・朽地区においては、兼業農家の占める割合が多く、新規就農者を確保・育成しつつ、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

【地域の基礎データ】 農業者：98人（うち50歳代以下3人）、団体経営体（法人・集落営農組織等）2経営体  
主な作物：水稲、露地野菜

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手を中心に、地域の特性を生かした農業を引き続き行う。
- ・有害鳥獣対策が急務であり、官民一体となって取り組む。
- ・地元農家と入作農家の関係改善を図り、農地の集積・集約を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                   |      |
|-----------------------------------|------|
| 区域内の農用地等面積                        | 30ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積       | 24ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】 |      |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

## (1)農用地の集積,集約化の方針

- ・ 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、農業担い手への農地集積を進める。

## (2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 農地中間管理機構への貸し付けを推進し、担い手の経営意向を考慮しながら段階的に集約化を進める。

### (3) 基盤整備事業への取組方針

- ・ 担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を推進する。

#### (4) 多様な経営体の育成・確保の取組方針

- ・市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

## (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

- ・ 地域内で農作業の効率化を図るため、栽培から出荷までの農業生産行程の一部又は全部を請け負う事業体を活用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください。）

|   |           |         |         |      |      |
|---|-----------|---------|---------|------|------|
| ✓ | ①鳥獣被害防止対策 | ②有機農業   | ③スマート農業 | ④輸出  | ⑤果樹等 |
|   | ⑥燃料・資源作物等 | ⑦保全・管理等 | ⑧農業用施設  | ⑨その他 |      |

- ① イノシシやシカ等の被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。